

## 調査の概要

### 1 調査の目的

介護保険の導入に伴い、介護保険施設等においては、身体拘束は原則禁止された。このことを実現していくため、「身体拘束ゼロ作戦」が提唱され、身体拘束のないケアの実現に向けて様々な取組を進めてきたところである。

この調査は、県内の身体拘束の実態や意識、身体拘束への取組状況等を把握し、今後の施策検討の参考とすることを目的として実施したものである。

### 2 調査対象

身体拘束禁止の対象となっている次の事業所（603施設）を対象とした。

	〔略称〕
介護老人福祉施設（空床利用の短期入所生活介護を含む。）	〔特養〕
介護老人保健施設（空床利用の短期入所療養介護を含む。）	〔老健〕
介護療養型医療施設（短期入所療養介護を含む。）	〔療養型〕
短期入所生活介護施設（単独型）	〔短期生活〕
短期入所生活介護（特養併設型）	〔併設短期〕
痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）	〔痴呆対応〕
特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）	〔特定施設〕

### 3 調査時点

平成16年8月20現在

### 4 調査方法

県から対象となる県下の各施設にアンケート用紙を直接郵送し、郵送により回収した。また、回答は無記名式とした。

### 5 留意事項

- (1) 明らかに記入誤りであるものを除き、記入内容のとおり集計した。
- (2) 記入内容のとおり集計したため、質問毎の合計数に整合がとれていない場合がある。
- (3) 「前回調査」とは、岡山県が平成13年1月に実施した「身体拘束アンケート調査」である。

### 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  
転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  
自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。  
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。  
点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。  
車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。  
立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないす(車いす含む)を使用する。  
脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。  
他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。  
行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  
自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 調査結果の概要

### 1 回答施設

調査対象 603 施設のうち、490 施設から回答があり、回収率 81.3%となっている。前回調査(81.2%)と、ほぼ同じである。

### 2 入所者の状況

入所者の要介護度は平均 3.43 であり、前回調査と比べ、重度化している。また、何らかの認知症のある入所者は 93.6%、経管栄養等の医療を受けている入所者は 14.6%で、いずれも前回調査と比べ高くなっている。

#### 入所者の状況の比較

区分	平均要介護度 (要支援、要介護1～5)	認知症ありの割合	医療を受けている割合
今回調査	3.43	93.6%	14.6%
前回調査	3.31	84.9%	12.7%

### 3 身体拘束の状況

入所者 16,368 人のうち 1,132 人に対して、身体拘束が行われ、全体の 6.9%となっており、前回調査 20.6%と比べ約 1/3 に減少している。その拘束内容については、ベッド柵が全体の約半分を占め、前回調査と比べると、車椅子での抑制帯は大幅に減少しているが、ミトン型手袋の減少割合は低い。

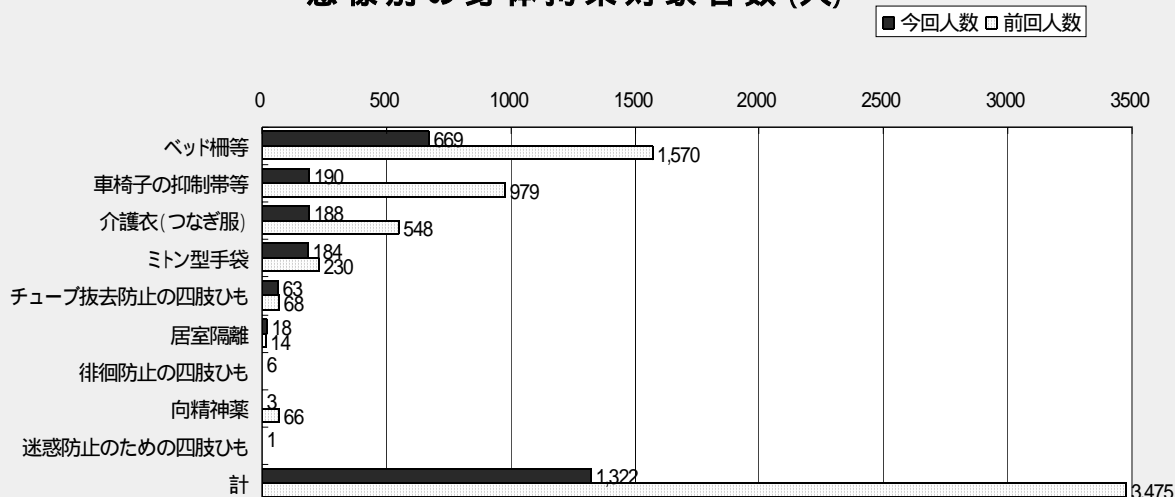
要介護度の平均、認知症ランクの平均ともに、入所者全体よりも、身体拘束が行われている人の方が高くなっており、また、拘束時間は一日中が 5 割近くになっている。

#### 身体拘束の状況

(単位:人)

サービス種別	入所者数	身体拘束 該当者	拘束割合	前回割合
特養	6,344	477	7.5%	22.9%
老健	4,387	220	5.0%	15.5%
療養型	2,093	326	15.6%	27.9%
短期生活	125	6	4.8%	4.8%
併設短期	825	48	5.8%	20.8%
痴呆対応	1,966	36	1.8%	0.5%
特定施設	628	19	3.0%	4.1%
合計	16,368	1,132	6.9%	20.6%

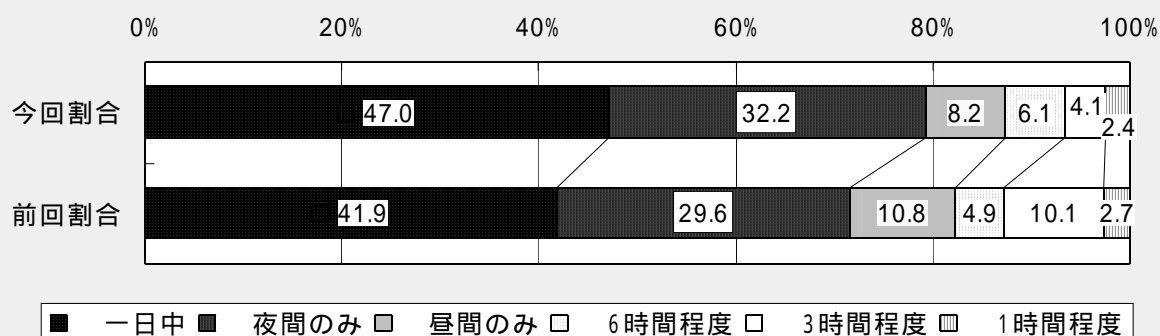
### 態様別の身体拘束対象者数(人)



### 施設全体と身体拘束該当者との比較

サービス種別	平均要介護度		平均認知症ランク	
	全体	身体拘束該当者	全体	身体拘束該当者
特養	3.76	4.44	2.96	3.56
老健	3.23	4.20	2.47	3.21
療養型	4.13	4.54	3.18	3.60
短期生活	3.60	4.50	2.66	3.50
併設短期	3.44	4.46	2.61	3.42
痴呆対応	2.50	4.00	2.69	3.33
特定施設	1.88	3.44	1.46	3.25
合計	3.43	4.39	2.76	3.48

### 身体拘束時間の割合(%)

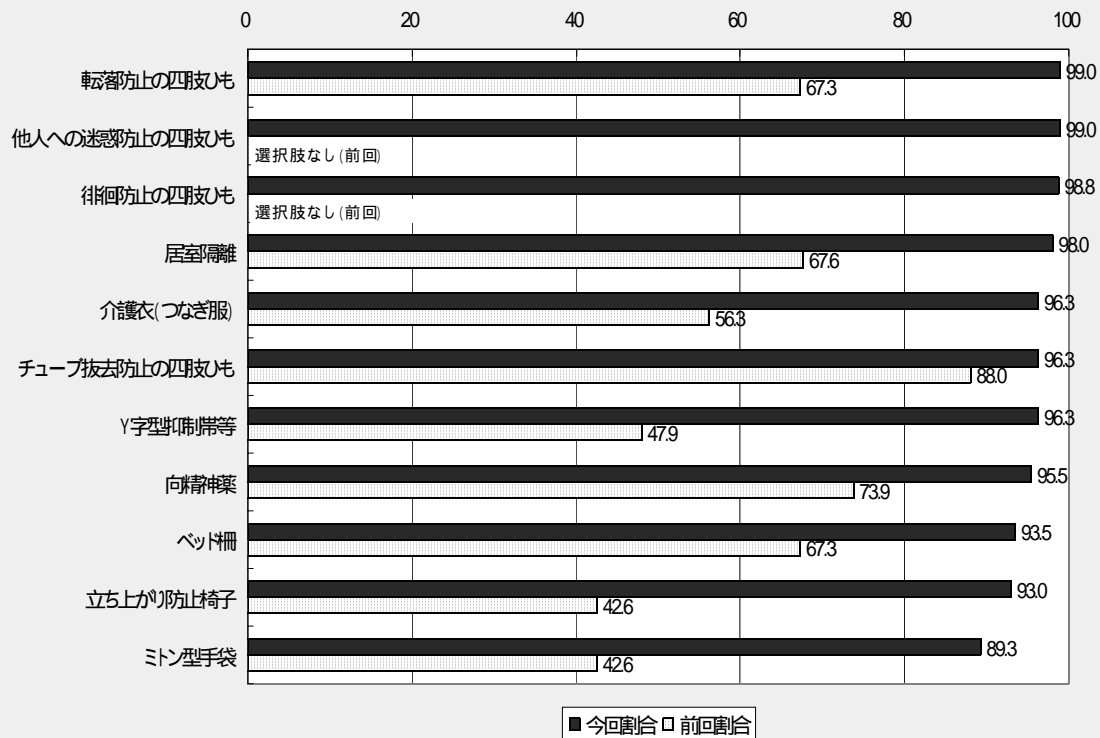


## 4 身体拘束に対する認識

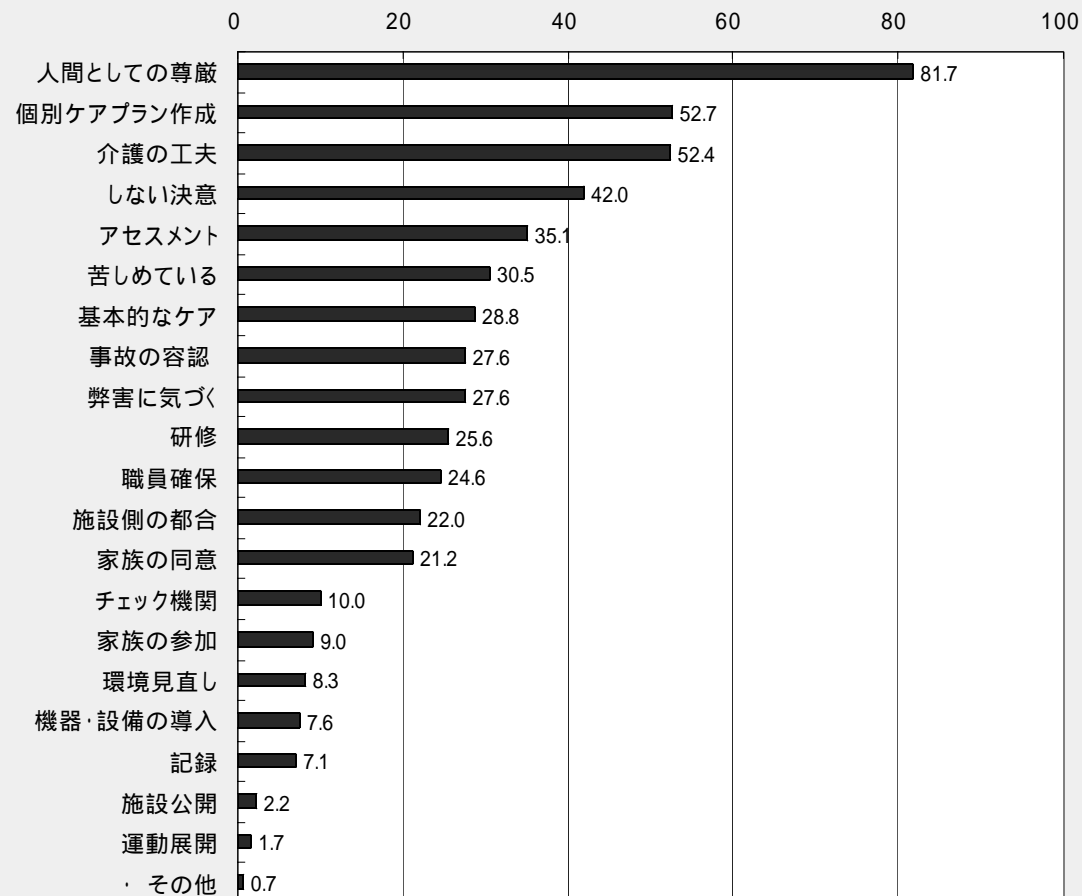
身体拘束に当たるとされている行為について、ほとんどの項目において、9割以上の施設で身体拘束として認識されており、身体拘束ゼロ作戦が開始された当初の前回調査と比べ、大幅に浸透しているが、身体拘束であると認識していない施設も存在している。

廃止に向けて重要なこととしては、人間としての尊厳を尊重する気持ちを持つことが最も多く、具体的な取組としては、十分なアセスメントを行い、個別のケアプランを立てることなど身体拘束をしない介護の工夫を重ねることと考えている施設の割合が高い。

### 身体拘束と認識している施設の割合 (%)



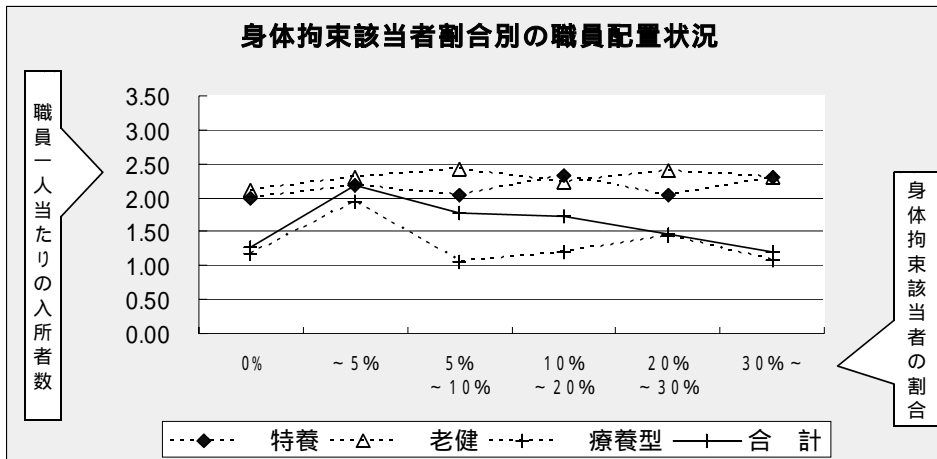
### 身体拘束廃止に重要なこと (%)



## 5 身体拘束と職員数の関係、及び家族からの申出による身体拘束

身体拘束と職員数の関係では、身体拘束が困難な理由として職員の不足があると言われるが、今回の調査では明確な関連性は認められなかった。

また、約4割の施設で、家族から身体拘束を行うよう申出があり、そのうち、約半数の施設でやむを得ず身体拘束を行っている。家族からの申出による身体拘束該当者数は、174人で、全体の15.4%であった。



### 家族からの身体拘束の申出

(単位:施設数)

(単位:人)

申出なし	申出あり		その他	小計
	理解を得て拘束をしない	やむを得ず拘束する		
280	97	93	2	472
59.3%	20.6%	19.7%	0.4%	100.0%

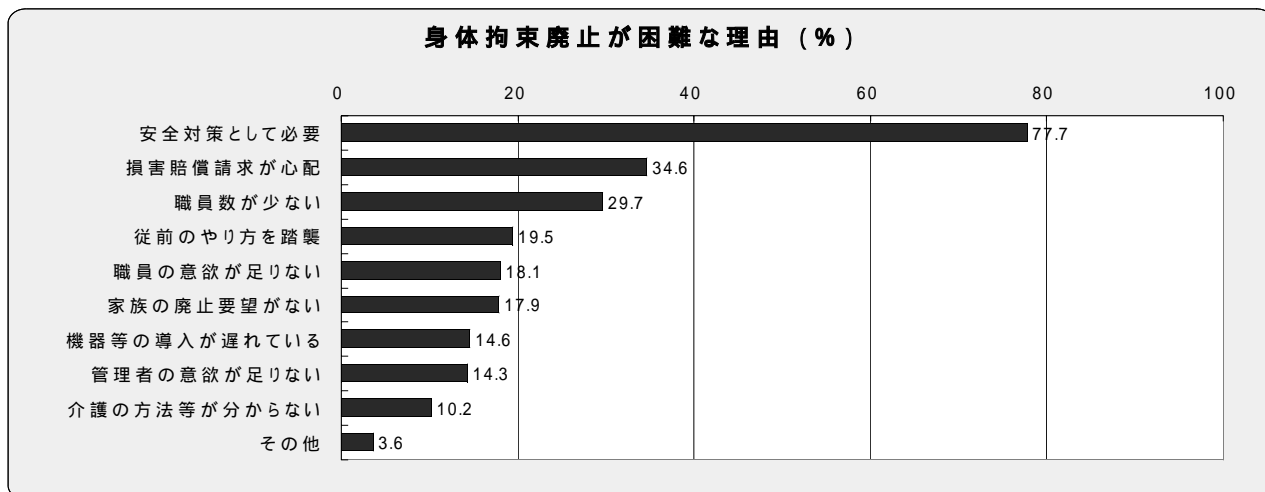
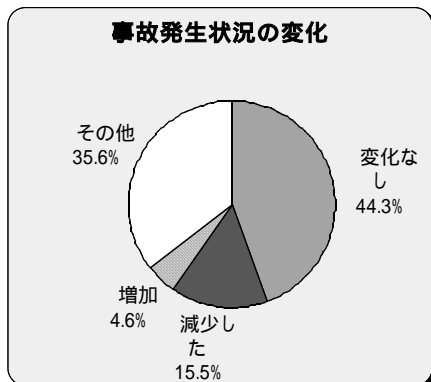
家族申出による拘束者数	全拘束者数に対する割合
174	15.4%



## 6 事故との関連、及び廃止が困難な理由

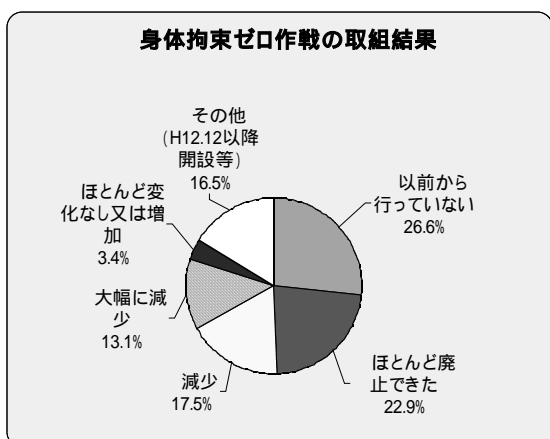
身体拘束廃止を行うことによる事故発生状況の変化は、変化なしが5割弱であり、減少したが、増加したを上回っている。

廃止が困難な理由の一番として、入所者を事故から守る安全策として必要と考える施設の割合が8割近くになっているが、見守りの強化など介護の工夫により、身体拘束の廃止が、必ずしも事故の増加につながっていないとの結果となっている。



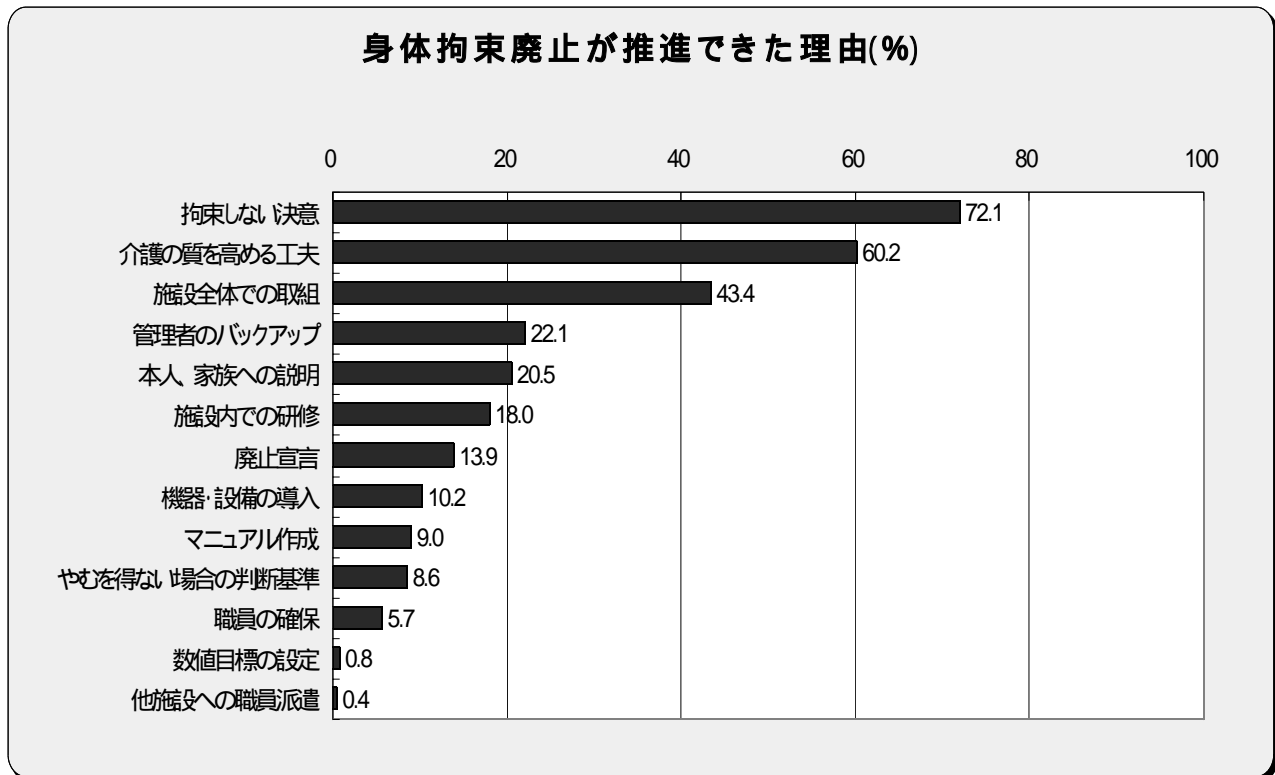
## 7 身体拘束ゼロ作戦の取組結果

平成12年度から身体拘束ゼロ作戦の取組を進めているが、その結果については、以前から身体拘束を行っていない施設を除けば、ほとんどの施設で身体拘束は減少しており、身体拘束ゼロ作戦の取組は着実に進んでいる。



## 8 身体拘束廃止への有効な取組

実際に身体拘束廃止が推進できた施設での有効な取組としては、身体拘束を行わないことを決意すること、施設全体で取り組むこと、十分なアセスメントを行うなど介護の質を高める工夫を行うことをあげている施設が多くなっている。



### (まとめ)

介護保険施設等における身体拘束の状況は、入所者の要介護度が高くなり、認知症のある人や医療を受けている人の割合が増加するなど、介護の手間がかかる人の割合が増加しているにもかかわらず、身体拘束を行っている割合は下がっており、身体拘束ゼロ作戦の取組は確実に進んでいる。また身体拘束に対する認識も、相当程度、浸透していると考えられる。

一方で、施設によっては、入所者の3割を超える人に対して身体拘束が行われている状況から、さらなる身体拘束ゼロ作戦の推進が必要と考えられる。

身体拘束の廃止に効果的な取組として、身体拘束をしない介護を決意して、施設全体で取り組むことや具体的な介護の工夫を進めること等が重要であるとの結果から、これらの取組を一層進めるためにも、今後、管理者等に対する研修の実施や各種啓発活動等により、引き続き、身体拘束廃止に向けた普及啓発が必要である。